

一九世紀における武蔵国都筑郡長津田村の村政運営 ―河原家文書の紹介として―

仲 泉 剛

はじめに

横浜市歴史博物館（以下、当館）では、令和五年（二〇二三）に武蔵国都筑郡長津田村（現、緑区）河原家文書の寄贈を受けた。同家文書は、既に横浜市歴史資料研究会によって整理がなされていた¹が、今回追加資料（主に明治以降）も発見されたことから、当館で再整理を行い、目録を刊行した²。資料は、近世から近現代にかけて全部で四二一件（四六九件）を数える。

資料の所蔵者である河原家は、代々庄兵衛を名乗り³、長津田村の名主役を勤めた旧家である。同家は、一九世紀前半より百姓代として村政に登場し、名主役となるのは文政期と慶応期である。そのため、同家文書群は、一九世紀以降の資料がまとまって伝来しており、当該期の村政運営を具体的に知ることができる。

したがって、本稿では、河原家文書を紹介しつつ、一九世紀における長津田村の村政運営の一端を明らかにし、とりわけ、①長津田村の村政運営の中に河原家の存在を位置付けること、②長津田村の村政運営の特質を揭示することの二点について言及することにした⁴。

一、長津田村の村落構造

本章では、本稿で検討対象とする長津田村について概観した上で、村政運営を担った村役人体制の特徴について確認する。

（一）長津田村の概要

長津田村は、多摩丘陵の東縁部や都筑郡の西端にあり、鶴見川支流の恩田川中流域に位置する村落である。東西一里八町・南北二〇町の大村であり、村高は、文禄三年（一五九四）作成の検地帳⁵では、四三二石であったが、その後の開発により、村高が二倍以上となり、最終的には一〇九七石となった⁶。家数・人数は、慶応三年（一八六七）一七六軒・九二六人であった⁷。また、矢倉沢往還（大山街道）の宿場に指定されており、人馬の継立を行った。

近世を通じて旗本岡野氏一給の支配であったことで知られる。旗本岡野氏は、後北条氏の四代氏政、五代氏直の信任が厚かった板部岡江雪を祖とする。初代房恒が徳川家康に召し抱えられ、長津田村と栗木村の五〇〇石を知行した。長津田村は岡野氏の本貫地であり、房恒は寛永二年（一六二五）に江戸に移住するまで長津田村に陣屋を置き拠

点とした。村内の大林寺は岡野氏の菩提寺であり、旗本岡野氏歴代墓所は現在も同寺にあり、横浜市地域史跡に指定されている。初代房恒から一〇代成政までの歴代当主の墓碑がある。なお、岡野氏の知行地は、武蔵国・駿河国・下総国にわたり、合計一五〇〇石であった。

(二) 村内小集落と村組

長津田村には幾つかの小集落があり、その集落をもとに一〇〜一三組の村組が設定されていた。『新編武蔵風土記稿』を確認すると、次の六つの集落が紹介されている。

岡部谷 中村の南の方をいふ、昔岡部某と云もの住しける故に

この名あり

台 川井村と相州とに接したところなり

御前田 中央なり、昔岡野某陣屋のありし所たりといふ、以上の地を上長津田と呼り

宿 往来の総名なり

東光寺 西南の隅隣村成瀬村へまたがりし小名なり、今寺院の旧跡もなけれども、此名によればむかし東光寺と云寺ありしなるべし

この他には、「下長津田」という集落も存在しており、この集落の中に河原家もあった。

小集落に関しては、冠婚葬祭や信仰などの日常生活に根ざしたまゝまりであるのに対して、村組は、年貢・諸役などの取立などの単位として機能していた。村内小集落との関係性を指摘すると、基本的には村内小集落の中に複数の村組があり、全体で一〇〜一三程度の組が存

在していた。村組の長が組頭役であり、その下に百姓代が置かれている。なお、長津田村では、名主は二〜三名置かれ、原則として村組には所属しない。【表1】は天保八年（一八三七）における村組についてまとめたものである。原則として一つの村組に組頭一名、百姓代一名が置かれていることがわかるだろう。なお、村組は主に組頭の名前から付けられるため、組頭の交代により名前が変わる。

【表1】天保8年（1837）時の村組

No.	組頭	百姓代
1	由兵衛	文右衛門
2	清右衛門・新兵衛	五郎右衛門
3	なし	清兵衛
4	太郎兵衛	源左衛門
5	又兵衛	六郎兵衛
6	作兵衛	治郎右衛門
7	弥右衛門	兵右衛門
8	九郎左衛門	太左衛門
9	折右衛門	六郎右衛門
10	喜左衛門	治郎兵衛
11	三右衛門	与五左衛門

出典：横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊21
「村方施出金名前并割渡帳」より作成。

さらに詳しく村組について確認しておきたい。【表2】は、幕末期における村組について示したものである。これは、「諸出銭割付取立帳」などの諸史料を用いて村組を可能な限り復元したものであり、村組の構成員に多少の漏れがあることを断っておきたい。全部で一三組あり、組の規模は組高や人数をみても様々であり、大きな集落ではその中で複数の村組があったことが想定できる。この点については次の史料を確認したい。

【表2】幕末期の村組とその構成員

No.	組名	組高	構成員
1	文右衛門組	高53石8斗2合7タ2才	文右衛門・角兵衛・市郎左衛門・勘兵衛・小兵衛・孫左衛門・佐五左衛門・佐兵衛・清左衛門・佐次兵衛・清九郎・由左衛門・恩田村佐右衛門・由兵衛・佐右衛門・市郎右衛門
2	勘右衛門組	高44石	勘右衛門・三郎左衛門・七郎左衛門・八右衛門・作左衛門・庄左衛門・又左衛門・清左衛門・新兵衛・藤兵衛・重郎右衛門・五郎右衛門・利左衛門・郷左衛門
3	清兵衛組	高88石2斗9升2合3才	清兵衛・忠兵衛・八郎右衛門・仙蔵・太兵衛・半兵衛・太郎右衛門・儀左衛門・八郎左衛門・（公所村）弥市・七兵衛・甚五兵衛・久右衛門
4	太郎兵衛組	高50石1斗7升6才	太郎兵衛・源左衛門・四郎右衛門・新五兵衛・勘左衛門・助右衛門・仁左衛門・杢兵衛・治郎左衛門・重左衛門・権四郎・喜兵衛・与兵衛
5	又兵衛組	高107石1斗8升8合8文	又兵衛・惣左衛門・重兵衛・庄次郎・六郎兵衛・茂右衛門・喜右衛門・利右衛門・七右衛門・弥五右衛門・大林寺・福泉寺・吉兵衛・七郎兵衛・才兵衛・戸右衛門
6	権兵衛組	高35石2斗3升8合6タ	権兵衛・次郎右衛門・所左衛門・三太夫・佐右衛門・作兵衛
7	角左衛門組	高99石6斗1升2合1タ3才	弥次兵衛・万右衛門・安右衛門・杢右衛門・四郎左衛門・（武鶴間）利兵衛・安兵衛・新兵衛・与一右衛門・八郎兵衛・伝右衛門・金兵衛・七郎右衛門・九左衛門
8	兵右衛門組	高59石2斗4升4合	兵右衛門・弥右衛門・佐五兵衛・作右衛門・治右衛門・宇右衛門・庄蔵・五兵衛・弥兵衛・重右衛門・嘉右衛門
9	九郎左衛門組	高114石2斗3升7タ2才	九郎左衛門・孫兵衛・彦左衛門・五郎兵衛・久兵衛・忠左衛門・権右衛門・瀬兵衛・喜右衛門・佐右衛門・彦右衛門・孫右衛門・八左衛門・嘉兵衛・杢左衛門・興次右衛門・太左衛門・忠左衛門・彦左衛門・甚五左衛門・佐兵衛
10	六郎右衛門組	高91石2斗2升7合7タ	伝五左衛門・折右衛門・新右衛門・幸七・三郎右衛門・（恩田村）興兵衛・彦惣・庄太夫・善左衛門・勘左衛門・忠右衛門・喜左衛門・庄兵衛・（成瀬村）興五左衛門・三郎兵衛・伝左衛門・儀右衛門・助左衛門
11	治郎兵衛組	高59石8斗9升7合2タ4才	治郎兵衛・喜左衛門・円蔵・佐右衛門・太右衛門・四郎兵衛・喜右衛門・桑右衛門・庄右衛門
12	三右衛門組	高53石1斗6升6合6タ6才	三右衛門・金左衛門・随流院・九兵衛・嘉七・興五左衛門・三左衛門・市兵衛・興市・六左衛門
13	浅右衛門組	高145石1斗1合1タ	浅右衛門・又右衛門・久四郎・佐五右衛門・藤助・善兵衛・仁兵衛・又次郎・源七・伝左衛門・五左衛門・安左衛門
14	組外		儀右衛門・名主莊兵衛・名主利兵衛・名主重郎左衛門

出典：横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊40「諸夫銭割付取立帳」、及び同家文書冊49「米附東京府所々諸役割立会勘定帳」より作成。

取究申議定書之事

一、野山荒之儀者前々取締方御座候処近年相弛、別而今般儀右衛門殿并庄兵衛殿持山伐荒候二付、難渋之趣申立二相成候二付、再度嚴重取締方致、山主難渋不仕、猶又村方掟相崩不申様名主中の組頭中江被 仰渡、其旨一々承知仕候、以来持山無之者過分之木品伐取申間敷候、若万一心得違之もの有之候ハ、其親類組合二而穿鑿致可申候、且又他人持山二而も伐荒候もの見当り候ハ、其山主江為相知、村法之通取計可申候、畢竟相互二隱合候の山主難儀致、村方之掟茂相崩候、以来右様之儀決而無之様可仕旨一同承知仕候、依之而議定連印致申候処如件

元治二丑年正月

下長津田村

惣連印

組頭 由兵衛印

同 三郎左衛門印

同 清兵衛印

同 太郎兵衛印

これは、元治二年（一八六五）正月に下長津田で取り交わした山野利用に関する議定書である。「猶又村方掟相崩不申様名主中の組頭中江被 仰渡」とあることから、名主から組頭に達しがあり、各組頭で議定書を作成したものと思われる。注目すべきは、下長津田の惣百姓が連印しているとともに、由兵衛（表2）No.1・三郎左衛門（表2）No.2・清兵衛（表2）No.3・太郎兵衛（表2）No.4の四名

の組頭の名前が記されている点である。このことから、下長津田という集落は、【表2】のNo.1～4までの四つの村組によって構成されていたということがわかる。

なお、慶応三年（一八六七）に作成された「御用向取扱留」には、「徳恩寺様不動院之儀二付福泉寺江御出張有之、重郎左衛門・莊兵衛立会、不動院之儀者自今以後下長津田組頭清兵衛・勘右衛門・文右衛門、宿組頭浅右衛門・三右衛門、五人にて世話致、名主方にて年々一度宛帳面取調可申様」¹⁰とあることから、下長津田では、清兵衛組（表2）No.3・勘右衛門組（表2）No.2・文右衛門組（表2）No.1の村組が¹¹、宿という集落には、浅右衛門組（表2）No.13・三右衛門組（表2）No.12が、それぞれ対応関係にあることがうかがえる。

このように、村組は長津田村内の小集落を基盤として編成されていた。長津田村ではこうした村組が支配の単位として機能しており、大村でありなおかつ旗本一給支配である長津田村の村政運営の特徴といえよう。長津田村では、相給村落のように給ごとではなく、村組ごとに組頭が置かれていたため、一〇～三人程度の組頭、その下にも同様の数の百姓代が置かれた。これにより、必然的に村政運営も村組やそれを指揮する組頭が持つ役割は大きいものと考えられる。この点については第三章で後述する。

（三）河原庄兵衛家

河原家文書の先祖書には次のように記されている。

【史料2】¹²

先祖書

河原家先祖

左衛門為次其先不詳、此地住居二而、貞和元年九月十日卒
向台葬、室何姓又死年月不詳、郷左衛門先祖是也

庄兵衛定政父信基元弘之乱死後伯父為次之養育受、此地住
居二而、嘉慶元年五月廿二日死、室何姓又死年月不詳、庄
兵衛先祖是也

前半は河原郷左衛門の先祖である左衛門為次のことが記されてお
り、後半に庄兵衛の先祖が記されている。

河原信基は鎌倉北条氏に属し、元弘三年（一二三三）五月の新田義
貞による鎌倉攻めによって死去し、その子・庄兵衛定政は長津田に住
む伯父左衛門為次に頼って同地に土着したとされている。

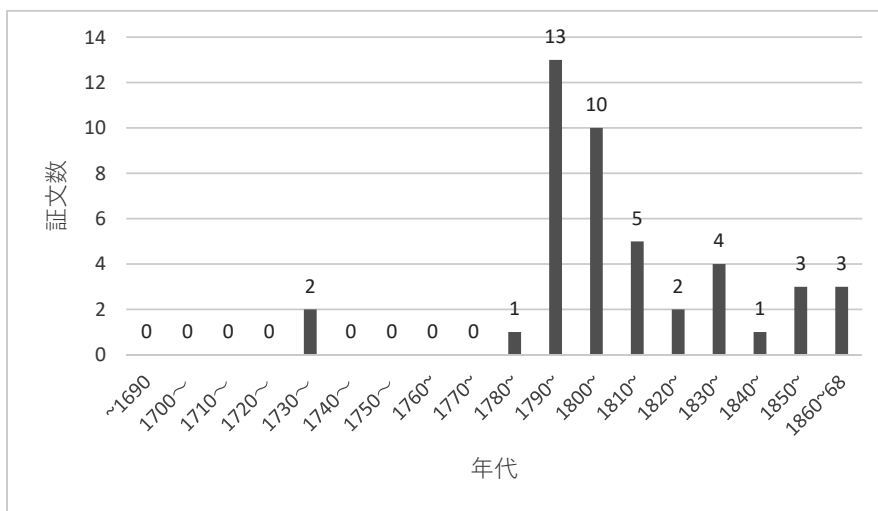
前述の文禄三年（一五九四）の検地帳では、土地登録者は二六名、
分付百姓一一名の計三七名が登録されている。これに対して、寛文六
年（一六六六）作成の名寄帳では、一九七名の百姓が記されているこ
とから、文禄期の検地帳には、名主的土地所有者のみが記載されてい
たと考えられる。庄兵衛の名前も検地帳に確認できるが、河原郷右衛
門の分付百姓として記載されている。一方、寛文六年（一六六六）の
名寄帳では、庄兵衛は七石八七五の本百姓となっている¹³。

文政期には、領主岡野氏から名主役とともに、勝手賄役を命じられ
ていることから、村の中でも経済力をつけていった家であったことが
わかる。明治政府から、旧地頭所へ上納した御用金などの明細を提
出するように命じられた際に作成した史料がある¹⁴。これによれば、
勝手賄役に就任する以前の文化四年（一八〇七）から旗本岡野氏より

御用金を命じられていたことがわかる。また、同史料には、「長津田
村相調候処、御地頭所江出金惣高庄兵衛二候」とあり、旗本岡野氏へ
の御用金の総額は河原家によって賄われていたことが確認できる。

河原家がどのようにして経済力を得ていくのかは判然としないが、
例えば、同家文書の中には、文化期の養蚕に関する訴訟文書が残され
ており、少なくとも一九世紀には農間渡世として養蚕業を行っていた
ことがわかる¹⁵。また、【図1】から河原家の土地集積の変遷をみて

【図1】河原家の土地集積



出典：河原家文書 証文より作成。

みると、およそ一八世紀後半から一九世紀前半にかけて集中的に土地の集積があったことがうかがえる。

なお、慶応四年（一八六八）段階の持高では、名主利兵衛が二三石五夕八才、名主重郎左衛門が三三石四斗四升七合、名主（河原）莊兵衛が二五石九斗七升九合三夕九才であることから、井上家に次ぐ持高を有していた¹⁶。

一八世紀以降の村々では、中世以来の土豪百姓に代わって、経済的に上昇した家が村政運営に関与するようになる事例が報告されている。河原家については、一八世紀に徐々に経済力をつけ、文化期より百姓代として村政上に登場する。そして次章で検討する村方騒動に主体的に関わり、その後、名主役に就任することになる。

二、村方騒動と村政運営の展開

―河原家の名主就任経緯―

本章では、長津田村の村政運営の歴史的展開を検討する。具体的には、長津田村で起こった村方騒動を取り上げ、一八世紀後半から一九世紀前半における村政運営と村役人の様相、及び河原家が名主役に就任する経緯を検討していきたい。

（一）一八世紀後半における名主役の不正をめぐる疑念

長津田村においては、一八世紀後半に惣百姓が名主役の村政に不満があったことが読み取れる史料が確認できる。少し長いが、史料の全文を掲げてみたい。

【史料3】¹⁷

乍恐以書付奉願上候

一、武州長津田村惣百姓共奉申上候、当村名主崎右衛門・惣兵衛・三郎右衛門数年役義相勤候權威を以、百姓を相掠メ、村方取計ひ之儀難心得義共数多有之、打捨置候而ハ如何様之押領可仕も難計、惣百姓難義至極仕、委細左ニ奉願上候

一、元文五申年御屋敷様御用金五拾兩惣百姓へ被仰付候二付、相働奉指上、右金亥年ノ五ケ年ニ貳拾五兩被下置、則名主方へ預置候而、村方助成金ニ仕候筈ニ而、去戌年迄名主方ニ而世話仕置候処、去暮村方困窮ニ付百姓方へ請取申度旨相願、則名主方ニ而勘定仕、元利ニ而七拾兩三分三匁ニ相成候由、高割ニ仕壺石ニ付鑓三百拾匁文ニ当り候由為申聞、其後村方割渡候節ハ永渡致候故、永六拾五文宛ニ当候旨申相渡申候、右割合致如何申度々違候哉、勘定引合不申、難心得奉存候間、立会之上勘定致直候様奉願上候

一、去二月中秣場出入二付、御当地へ罷出候節、村方ノ出金五兩余名主方へ相渡候処、如何程遣候儀ニ御座候哉、百姓方へ者為相知不申、組頭中へ承候へ者式兩余殘金有之由申、名主方ニ而殘金一向無御座候由申、難心得奉存候間、入用帳面立会勘定仕候様奉願上候

一、崎右衛門儀、親三郎兵衛代ノ持高拾四石余有之、其以後段々買添、大高二相成候へ共、村役一向相勤不申候、買添之分ハ百姓一同相勤可申候、權威を以百姓為勤埋、其上成瀬村治右衛門越石之分も名主方へ諸役請負置候へ共、是又一向相勤不申、百姓方ニ計申付難儀仕候間、御吟味奉願上候

一、村方諸夫錢數年来夥敷相掛候へ共、帳面勘定右等百姓方へ
者為相見不申、勿論式、三年以来ハ帳面二百姓代印形為致候
へ共、勘定一向為相知不申、名主我俣二仕候二付、諸夫錢年々
二相増シ、殊之外困窮仕候間、此度立会之上勘定仕、自今我
俣成取計ひ不仕候様奉願上候

一、御割付御免定何拾ヶ年二も拝見不為仕、殊当村之儀名主共
我俣二計仕候故、村高之儀も千石余と計承、端高何程御座候
哉為相知不申、御年貢も米方何程、永方何程二御座候哉、一
向為相知不申候、百姓小前持高之儀も相違有之候二付、村役
人へ吟味相願候へ共取上不申、質流地等二相成候地所二先地
主方も御年貢取立、当地主方御年貢相納候様成義御座候而難
儀至極ニ奉存、度々吟味相願候へ共得心不仕候、御慈悲ニ此
度御水帳面を以惣百姓立会、小前高相改書拔キ帳面相渡し、
自今明白ニ勘定仕候様奉願上候

右之通少も相違不申上候、前条之外難心得義共数多有之候得共、
困窮之百姓共御願ニ罷出候義難儀ニ奉存、差控罷有候へ共最早
取続兼、無是非此度罷出御願奉申上候、御慈悲を以名主共被召
出御吟味之上、拾ヶ年以来御年貢米永并諸夫錢立会勘定被仰付
取込等も御座候ハ、不残割返し、向後御年貢諸夫錢共二百姓方
へ帳面為相見、納得之上立会勘定二仕候様被為 仰付被下置候
ハ、百姓共相続可仕と偏ニ難有仕合ニ奉存候、以上

年号月日

当史料は下書きであるため、実際に地頭所に提出されたのかは定か
ではないが、少なくとも当該期の惣百姓が名主役の村政運営に不満を

抱いていたことは疑いないであろう。また、河原家文書に伝来してい
ることから、文章の作成に河原家が関わっていたことも推測できよう。
当史料の大意はおおよそ以下のとおりである。

①名主の崎右衛門・惣兵衛・三郎右衛門は数年名主役を勤めてきた「權
威」をもって百姓たちを脅かし、度々不正の疑念が絶えず、このま
までは名主たちによってどのような横領があるかわからず、惣百姓
一同が困っている。

②元文五年（一七四〇）に地頭所から惣百姓に対して、五〇両の御用
金を命じられた。これは、亥年（寛保三年（一七四三））より五か
年で二五両の利息金が村に下げ渡されるので、村の助成金として名
主に管理をお願いしていた。その後、困窮の年に助成金を名主より
割り渡された際、当初の金額と勘定が合わなかったので、百姓立会
いの上勘定をしてほしい。

③二月の秣場争論につき江戸表に出張した際の費用五両余を名主に預
けていたが、その後どのようなになったか百姓たちには知らされてい
ない。組頭にうかがうと二両余の残金があるというが、名主は、残
金は一切なかったと主張している。納得ができないので、入用帳面
を立会いの上勘定させてほしい。

④崎右衛門は、親三郎兵衛の代より持高一四石余あり、それ以後も土
地集積を行い大高持になったが、村役は一向に勤めてくれない。新
たに買い集めた分の村役も百姓に押し付けている。その上、成瀬村
治右衛門越石の分も名主方で諸役を請け負っているが、実際は百姓
に押し付けており困っている。

⑤村の諸夫錢は長年非常に多く掛かっているが、その帳面は百姓には

見せてくれない。二、三年前からは帳面に百姓代の印を押すことになったが、勘定は一切非公開で行われている。名主が勝手我俣に諸夫銭を年々増加させ、我々は非常に困窮している。今後は百姓立会いの上勘定を行い、名主たちの身勝手な取計いをやめさせたい。

⑥年貢割付状を何十年も拝見できず、名主たちの身勝手な振舞いが横行しているため、村高も一〇〇〇石余のみ承知しており、端高は一体どのくらいなのかわからない。年貢についても米をどのくらい、永をどのくらい納めているのかさえ知らされない。百姓小前の持高も名主が把握しているものと相違があるので改めてほしいと言っても取り合ってくれない。故に、質流れになった土地も以前の地主からも年貢を取立てている有様で非常に困っている。今後は、惣百姓立会いのもと、小前の持高を改めるようにしてほしい。

史料上の文言より当史料の作成年代は元文期以降の一八世紀後半であると考えられる。名主の専断的な村政運営に不満を持つ惣百姓が地頭所に対して作成した願書の下書きであろう。この騒動の結末は史料の制約上明らかにできないが、当該期、名主の不正をめぐり、惣百姓の発言力が徐々に強まっていく事例が指摘されており、長津田村においてもその一端が垣間みえる。

(二) 一九世紀前半における村方騒動

次いで、一九世紀前半に起こった村方騒動を確認したい。次に掲げる史料は、文化八年（二八一）九月に惣百姓一五二名から百姓代一七名に宛てた願書である。

【史料4】¹⁸

乍恐以書付御訴訟奉申上候

御知行所武州都筑郡長津田村惣百姓一同御訴訟奉申上候義ハ、去七月廿二日名主中の被申渡候儀者、此度 当御隠居様の御用金貳拾兩被仰付候二付、借用いたし差上候様小前方へ嚴敷被申渡、依之惣百姓一同相談仕候所、大金故借出シ方出来兼、併一向相調不申候者御差支之程奉 恐入候二付、大金之内情々相働拾兩差上切りニ仕度、此段奉願上候所、拾兩ニ而者御引足り不被遊、夫ニ付延引之趣被 仰出、此段名主中の被申渡候二付、御他借ニ而相調村方之儀者御用捨被下置候儀与存罷居候所、先月廿九日無訳ケ高壺石ニ付鑿七拾八文掛り被相触候二付、凡此金高拾貳兩壹分余ニ相成候間何御入用金ト存、銘々組頭方ニ承り候所、先達之御用金ト申迄ニ而委細相分り兼、夫故名主方江承り候所、右金ハ 御隠居様御用金拾兩差上、壺兩ハ朝鮮人国役差出役金、壺兩壹分余者此度 御隠居様金取立ニ付骨折代トして諸役人江割呉候由被申之、左候得者 御上様江差上金拾兩之儀も調達いたし兼候程小前方難決之所、權威を以取集、諸役人私欲拘り割取候儀何とも難心得、依之ニ右殘金壺兩壹分余者小前方江割返シ呉候様種々相歎候得共彼は申紛シ、其上御 威光ヲ以嚴敷被申渡、既ニ村役人申聞候儀を相背候者者其似ニ難捨置不ト被申付一同難儀至極ニ奉存、然上者此末御用金被 仰付候共、名主方の被申渡候儀者何ニ而茂難敷、左候得者御用御差支之儀難計此段奉 恐入、此外近年取計方難心得種々申上度儀御座候二付、此儀者乍恐追々奉申上度奉存候二付、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以 御慈悲を名主兩人被召出右

余慶金相返シ、其上小前取掠不申、猶又諸歩錢掛り之義者前々
通り其時之百姓代迄被申聞候様被 仰付被下置候様偏ニ奉願上
候、右願之通り 御聞濟被成下置候ハ、村方静謐ニ相治り
惣百姓一同難有仕合ニ奉存候、以上

文化八末年九月

前書之通り 御地頭所様江御頼可被下候、以上

武州都筑郡長津田村

百姓 勘兵衛^印

(他、一五〇名)

百姓代 孫左衛門殿

同 七郎左衛門殿

同 清右衛門殿

同 庄兵衛殿

同 忠兵衛殿

同 源左衛門殿

同 惣左衛門殿

同 六郎兵衛殿

同 作右衛門殿

同 角左衛門殿

同 五兵衛殿

同 九郎左衛門殿

同 太左衛門殿

同 伝五左衛門殿

同 次郎兵衛殿

同 嘉兵衛殿
同 所左衛門殿

これによれば、村方騒動の概要は次のとおりである。

領主岡野氏の隠居より御用金の命令があり、借用して上納するように名主役から申渡しがあった。小前百姓は大金のため資金調達ができず、一〇両だけ上納したいと願ったところ、今回は延引を命じられ、「御用捨」となった。ところが、先月二十九日に名主から理由を伝えられ「いままに高一石につき鑑七八文を上納するようにと命じられた。総額は金一二両一分余になるので、何の御入用金なのかと疑問に思い、組頭に聞くと先だつての御用金であるというだけで詳細は分からない。そこで、名主に事情を聞くと、今回の入用金の内訳は、①金一〇両は隠居へ、②一両は朝鮮通信使の国役金、③一両一分は今回の御用金取立に対する骨折代として諸役人に割り渡すものである、と答えた。困窮の小前百姓に対して、「権威」を盾に御用金を取立てた上に、諸役人の私欲で金銭を余計に取立てるのは納得ができない。名主役に余分に取立てた金一両一分を小前百姓に返してほしいと願っても取り合ってくれず、さらに領主の「御威光」をかざし、村役人に背くものは処罰を下すなどと申し付け、百姓一同困惑している。

今回の村方騒動においても、名主の専断的な村政運営、特に、諸夫銭の勘定について様々な疑念が浮上しており、名主から「権威」や「御威光」を盾に高圧的に金銭の取立がなされていることがわかる。史料上に「猶又諸歩錢掛り之義者前々通り其時之百姓代迄被申聞候様被仰付被下置候様」とあり、百姓代の恒常的な村政運営への参画を願っている点は、【史料3】とも共通している。

九月一二日には、惣百姓連印にて議定書が作成され、本一件の惣代として、百姓代の二名（庄兵衛・弥惣右衛門）が選出され、訴訟にかかる費用は惣百姓の高割とすることなどが決められた¹⁹。そして、小前百姓たちの願書を携えて、惣代の庄兵衛らが江戸に出府した。

【史料5】²⁰

乍恐以書付御訴訟奉上候

御知行所長津田村百姓代庄兵衛・百姓由左衛門奉申上候儀者、去ル十四日御訴訟奉上候諸歩錢一件二付、名主兩人相手取り願書を以奉願上候所、御札之上御利害被 仰聞、村方二而内済可致旨被 仰渡、願書御差戻シ承知奉畏り致勘弁罷居候処、大林寺様御出府被遊、一件怪之儀者双方御貫被遊、右余分之金子相返シ候筈二而事済仕致帰村、此段方丈様方小前方江被 仰聞候所至極納得仕、昨十七日諸役人一同大林寺江被 召寄、済方二相成候所、名主兩人申立候義者右余分之金子割返シ候儀難相成、其上私共兩人相手取り候心得違之一札請取不申候而者身分相立かたく段申立、左候得バ先達而方丈様江御懸合申上候儀を及違変、然上者方丈様難御立被遊、深私共小前方江申訳ケ無之、無是非御訴訟奉申上候、何卒以 御慈悲を右願書御取上ケ御吟味之上余分金子割返シ、向後小前取掠不申候様被 仰付被下置候様奉願上候、以上

文化八年未九月十八日 御知行所長津田村

小前惣代

百姓代 庄兵衛印

惣代 由左衛門印

御地頭所様

御役人中様

これは、文化八年（一八一二）九月一八日に百姓代庄兵衛と惣代の由左衛門が地頭所の役人中に宛てた願書である。これによれば、一四日に地頭所へ願書を提出したところ、村内で内済するように命じられ、願書は差戻しとなったことがわかる。これを受けて、村内寺院の大林寺が江戸に出府し、余分に金銭を取立てた分を小前百姓に返すという方針で内済の仲裁を行うことを地頭所から了承を得て帰村した。小前百姓は大林寺の説明に大いに納得したが、名主はこれに反対し、村内寺院の仲裁による内済も破談となってしまった。

これ以降、具体的な史料はなく騒動に関する詳細な動向はわからないが、その七年後の文政元年（一八一八）には次のような史料が確認できる。

【史料6】²¹

覚

一、長津田村惣百姓願之通、江本権兵衛・名主兩人、百姓助八役儀取上可申候、依而早々帰村可致者也

（文政元年）
寅十二月廿九日

内蔵充

長津田村

惣百姓江

これは、領主岡野内蔵充から長津田村惣百姓に宛てた下知書である。これによれば、江本権兵衛と名主役の二名（彦惣・所左衛門）、元名主の助八が、役儀御免を申し渡されている。江本権兵衛は、村に御用

金の上納を命じていた旗本岡野氏の用人である。文化八年（一八一二）から文政元年（一八一八）の間にどのようなやりとりがあったのかはわからないが、村方騒動の結果、惣百姓側の主張が認められ、不正を行っていた名主役の罷免、その名主役と繋がっていたと考えられる旗本人の罷免があったことと理解できよう。

以上は、名主と惣百姓間の騒動であったが、これと関連して、組頭と百姓との間でも次のような議定書が取り交わされている。

【史料7】²²

為取替申議定証文之事

一、金壺両也

右者御酒代申上、組頭拾三人江頂戴候処、小前与入組二相成、今般懸合之上、金三分組頭方差出、扱人方金壺分加へ、都合老両大林寺様へ相渡、御同寺様思召を以何れ二御取計被成候儀相互二申分致間敷候

一、双方憤之儀を扱人貰請、訴状御願下ケいたし候、以上右之通塾談之上議定致候処、少も相違無御座王朗、然ル上者決而違変仕間敷候、仍而議定為取替申処、如件

長津田村

文化八末年九月廿四日

組頭惣代

安左衛門^印

庄右衛門^印

百姓代惣代

百姓代

庄兵衛殿

同

由左衛門殿

これは、文化八年（一八一二）九月二四日に作成された議定書である。「酒代」として組頭一三人に対して割り渡されていた金銭について小前百姓が疑義を申し出、結果的に、金銭は村内寺院の大林寺に納めるということで双方示談したという内容である。先にみてきた名主役の不正疑惑と同じ年月であるから、関連するものであろう。

以上みてきたように、一八世紀後半から一九世紀前半にかけて、長津田村では、惣百姓が現況の村役人による運営体制に疑念を持ち、村方騒動へと発展した。中でも、河原家は百姓代の惣代として惣百姓をまとめる中心的な役割を担っていた。

(三) 河原家の名主役就任と村政運営

【史料6】が出された四か月前の文政元年（一八一八）八月二四日、旗本人江本権兵衛から庄兵衛に対して次のような下知書が出されている。

【史料8】²³

被 仰出覚

此度以 上思召、名主格被 仰付候、右二付年々米壺俵ツ、

被成下候、御勝手向御用筋江本権兵衛請指図可相勤もの也

文政元寅年

八月廿四日

江本権兵衛^印

長津田村

庄兵衛へ

これによれば、庄兵衛が名主格^{2,4}、及び勝手賄役（御勝手向御用筋）に任命されていることが確認できる。先に検討した文化期の村方騒動を受けて、その騒動の代表格であった庄兵衛が名主格に拔擢されたものと考えられる。今回の騒動を経て、庄兵衛が名主格に拔擢されたことは長津田村の小前百姓にとっては重要なことであった。ところが、名主役に庄兵衛が加わった後もやはり現況の村役人体制に不満が残っていたのであろう。【史料6】にみるように、同年（一八一八）一二月には名主彦惣と所左衛門、用人の江本権兵衛は罷免されている。翌年文政二年（一八一九）九月には、用人深沢覚右衛門から庄兵衛に宛てて、名主本役を命じる下知書が確認できる^{2,5}。同年（一八一九）一月には名主所左衛門が名主役御免となり、地頭所から「諸帳面不残名主庄兵衛方ニ而相預可申」と申渡し^{2,6}があり、所左衛門が所持していた村方文書を庄兵衛が預かることになった。

【史料9】^{2,7}

覚

天明九乙酉年正月日

一、御水帳 表紙共百四拾三枚 三冊

一、御伝馬御證文 壹冊

寛政五丑年十一月

一、砂畑御水帳 壹冊

一、組名寄帳 拾四冊

一、田畑取附帳 新古四冊

一、村絵図 壹面

一、御鉄砲

一、碎崩打川欠ヶ田畑畑永荒引方帳 三冊

一、手鎖 式挺

一、法被 壹ツ

一、御蔵錠鍵

一、上地用書村方證文写帳 壹冊

一、先納金 御縁談金五分利勘定帳 合拾三冊

文化四卯年十一月晦日

一、御縁談金取立帳 壹冊

同十二月日

一、御縁談金割付帳 壹冊

一、惣百姓組高覚帳 壹冊

一、御奥御表御知行所月々御入用割合帳 壹冊

メ

右之通り相渡し申候間、御請取可被成候、以上

文政貳卯年

長津田村

十二月朔日

元名主 所左衛門印

同村

庄兵衛殿

これは、名主役を解かれた所左衛門から庄兵衛に対して出された名主文書の引継目録である。長津田村における名主文書の管理実態については、名主三人の中で分散して所有していたのか、一人が管理していたのか、具体的なことはわからない。後者の場合、新参名主である河原家に何故文書が引き継がれたのであろうか。この点については次

の史料を確認したい。

【史料10】²⁸

乍恐書付を以奉願上候

一、御知行所武州都筑郡長津田村名主庄兵衛奉申上候去々卯之極月中重郎左衛門留守之事故、元名主所左衛門方村方諸帳面重郎左衛門留守中預り置、御年貢・諸役取立差送候様被仰付奉畏、只今以預り置申候、尤度々以口上ヲ重郎左衛門方江被仰付被下置、御願奉申上候儀者一鉢重郎左衛門儀者古役之事、新役私義預置候而者村方之氣請も不宜候間、何卒以御慈悲を古役之重郎左衛門方江御預ケ被下置候様、偏奉願上候、右願之通御聞濟被下候ハ、難有仕合奉存候、已上御知行所

文政四辰年十一月日

武州都筑郡長津田村

名主 庄兵衛

御地頭所様

御役人中様

これは、元名主の所左衛門から庄兵衛が諸帳面を預かった二年後の文政四年（一八二二）十一月に作成されたもので、庄兵衛から地頭所に宛てた願書である。冒頭の記載から、庄兵衛は、名主重郎左衛門²⁹が留守中の間だけ一時預かるという認識であったが、文政四年（一八二二）になってもまだ諸帳面を預かっていた。その間何度も口上で重郎左衛門に諸帳面を渡したい旨を地頭所に願い出ていたがそのまま村方文書を預かる形となっていたという。

注目したいのは、傍線部「御願奉申上候儀者一鉢重郎左衛門儀者古

役之事、新役私義預置候而者村方之氣請も不宜候」の文言である。重郎左衛門は「古役」であるのに対して、庄兵衛は「新役」であるとし、「新役」である庄兵衛が村方文書を所持していることをよく思わない人もいたので、「古役」である重郎左衛門に村方文書を預けたいと主張している。重郎左衛門は、開発名主の井上家のことを指す。同じ名主役であっても、その内部には家の格式の序列があり、新参名主としての庄兵衛の苦悩が垣間みえる。その後、すぐにこの願書が聞き入れられ、文政五年（一八二二）の正月に庄兵衛から重郎左衛門へ村方文書の引渡しが行われた³⁰。

（四）旗本勝手賄い

旗本岡野氏の勝手賄役については、全体像が判然としないので、今後の課題としたい³¹が、本稿では次の史料について確認しておきたい。

【史料11】³²

乍恐以書付奉願上候

一、惣御知行所名主共一同奉願上候之儀者、去ル四ヶ年已前丑年中御勝手御暮方御仕法帳面奉差上候所、御聞濟被成下是まで格別之御省略御手詰ニ御暮被為遊、尤名主共一人宛御賄仕候処、元方多分之御借財二付、御臨時多ク相懸、殊ニ近年米穀下直打続、右ニ付御借財片付候者一方茂無御座、尤旧冬金主方江懸合之上夫々ニ当金相渡、残金者年賦証文相渡年々払金凡三拾両余ニ御座候、未仙之助・七兵衛・利太夫、右三口者掛合不行届候得共、此儀者金高二付、当分年賦分茂多分相渡不申候へ者、承知も致申間敷、左候処駿州四ヶ村者半毛之

亡地二相成、其外御知行所村々潰レ百姓数多出来、尚亦御年貢過納金弥増年々相嵩、是迄 御上様二も御手詰二御暮被為遊、猶亦村役人共詰番御賄仕候其甲斐更二相見江不申、右二付御暮方之義茂此御姿二而者往々御知行所一同難立行、既二退転之基とも相成、甚歎ケ敷奉存候、然ル処、是まで御手元様御人数半減二御省略被為遊、殊更御□借・町借并二御知行所御借財、其外御年貢過納金此振合之附方無御座候上ハ是まで彼成二村々出金仕候得共、此上必至与小前百姓とも難渋之儀故、此度御願御聞濟被不被為在候而者、御賄金も難差出旨小前一同申聞候間、乍恐三ヶ年之内半減之以 御思召を御暮被為遊被下置度、御仕法書を以、左ニ奉申上候

一、御奥 御もりを兼女中式人

一、御隠宅様方 女中 式人

一、御表 御門番兼御仲間三人

一、御末 御取次兼女中壱人

一、御飯焚 壱人

此段御奥御表とも格別之御省略被為遊、御表御用役様・御中小姓衆御兩人二而御役所江取締二昼夜格番二御詰被下、御仲間四人之所御門番を兼三人、御奥女中方九人之所四人之御減少被下置、御飯焚之義者御末壱ヶ所二而下々迄焚出遣度、部屋頭之義者御減少被下置様、去ル十月中惣御知行所名主共一同御願奉申上候所、早速御聞濟之程難計被仰聞候二付、左候得者去ル十一月中御願被下候様相願置、一先惣名主とも御書付御下ヶ被下置難有仕合奉存候、右願之通り逸々御聞濟被下置候上者御用向不

依何事二無御差支急度詰番御賄相勤仕申度奉存候、右之趣被為聞召訳被下置候者、御知行所一統相助難有仕合奉存候、以上

御知行所

武州都筑郡長津田村

名主 庄兵衛[㊦]

同 重郎左衛門

年番名主

組頭 角兵衛[㊦]

同州同郡栗木村

名主 嶋五郎[㊦]

同 仙藏[㊦]

駿州富士郡内野村

名主 与市左衛門

同州同郡猪頭村

名主 林藏

同州同郡佐折村

名主代兼

組頭 彦兵衛[㊦]

同州同郡 原村

右式ヶ村代兼

名主 兵左衛門[㊦]

下総国香取郡篠本村

二又村兼

名主 文次郎

御地頭所様

御役人中様

これは、文政三年（一八二〇）三月に知行所村々から地頭所宛てに出された願書である。

これによれば、文政三年（一八二〇）の時点で、岡野家の財政は多額の借財の上にさらに臨時金がかかっており、知行所村々の名主から三か年の間、家臣や女中を半減するように仕法書が提示されている。

また、文化一四年（一八一七）（「去ル四ケ年已前丑年中」）に知行所村々から差し上げた御勝手御暮方の仕法帳面をもとに、とりわけ、名主が一人ずつ地頭所に勤番するようになったことが記されている。名主の地頭所勤番については、例えば、文政二年（一八一九）に庄兵衛が作成した日記³³に「是より江戸詰ニ而控無之」とあることから裏付けることができる。旗本岡野氏の財政管理に伴い知行所村々の名主役が地頭所に勤番する体制となる。この体制がこの後どのように変遷していくのかは史料上わからない。

三、幕末期における村政運営と村役人

本章では、慶応期の村政運営について取り上げ、村役人の業務実態についてみていきたい。

（一）「御用向取扱留」にみる村役人の業務

ここでは、主に幕末期の河原家当主莊兵衛が名主役在任中に記した「御用向取扱留」³⁴（慶応三年（一八六七））を手掛かりとして、村役人の業務についてみていく。

名主業務は多岐にわたるが、主には、領主の御用向き、村内の出来事の処理、村内の「役」負担・その負担者の決定、各種寄合の主催、年貢の取立などであろう。以下、主だったものを取り上げてみたい。

①村組の機能

「御用向取扱留」をみていくと、村内の出来事に関しては、組頭から種々の届出を受けて、村組ごとに対応していたことがわかる。具体的にみていきたい。

【史料12】³⁵

十三日勘右衛門組・由兵衛組・清兵衛組高帳書直シ渡ス

【史料13】³⁶

十三日太郎兵衛組高帳書直シ作兵衛小前帳書直ス

【史料12】は「組高帳書直シ」とあることから、村組の組高も適宜修正を行っていたことがわかる。関連して、【史料13】では、組高帳に加えて、小前帳の修正も行っている。

村組内の死亡届は組頭から名主に届けられた。

【史料14】³⁷

同日組頭九郎左衛門、嘉兵衛・左左衛門死去之由届出ル

【史料15】³⁸

廿五日又兵衛組下庄二郎悴病死届、六郎兵衛出ル

【史料14】は九郎右衛門組の嘉兵衛・左左衛門の死亡届を組頭の九郎左衛門が届け出ている。【史料15】は、又兵衛組の庄二郎悴の死亡届であるが、百姓代の六郎兵衛が代わりに届け出ている。百姓代は原則として組頭の補佐役であったことがわかる。

【史料16】³⁹

十一日太郎兵衛組下源左衛門忤弥太郎義取逃之廉有之、太郎兵衛・源左衛門・仁左衛門願出ル

太郎兵衛組の源左衛門忤弥太郎の取り逃げに関する一件である。組頭の太郎兵衛以外に弥太郎の父の源左衛門と仁左衛門が同道している。仁左衛門はおそらく親類であろうか。

【史料17】⁴⁰

十日作左衛門去寅年御年貢不納致、村方江立廻り不申候二付、組頭勘右衛門、八右衛門・五郎右衛門呼出シ、作左衛門離別之掛合可致旨申渡

これは、年貢未納者への対応である。作左衛門は勘右衛門組の所属であるため、組頭の勘右衛門、八右衛門・五郎右衛門を呼び出している。八右衛門と五郎右衛門は作左衛門の親類縁者であろうか。作左衛門と「離別」するように申し渡している。

名主は村内全体の村組を管轄し、村組内部の調整は組頭、百姓代の業務であった。

②村寄合

次に、村寄合についてみていきたい。

【史料18】⁴¹

廿八日初寄合、其趣者御地頭所より御頼御座候銃手割合金四百五拾両之内半金惣知行ニて引請候様、其外去ル寅年八月より当卯年迄五ヶ月分右割合ヲ以被仰付、尚又当年より兵歩金倍増ニ相成候、嫁智継目披露酒代百文より壱朱迄ニ限候筈、問

屋江半紙一帖之筈、寺送人別送り認遣候節筆墨料式百文之筈、

組頭出勤之節弁当代三匁之筈、縁談死届者元方計之筈、是迄高別無之分者早々高別可致筈、質地証文も追々書替御趣法通可致事、博奕之儀御趣意之通取計可申筈、二子渡舟場留当年より相止候事、江戸金役金式拾五両迄壱人役之筈、御屋敷様積金講割圖ニ相成金五拾両之内壱分式朱酒代引四拾九両式分式朱惣子方江渡ス、勘右衛門・清兵衛組頭役御剪紙御下ニ相成候二付則申渡、百姓代庄右衛門退役願立候二付先般伺之上今般聞済申渡、利兵衛儀川井村寄場御用ニ付出向村方欠席

正月二八日に初寄合が行われ、その決定事項が記されている。残念ながら、寄合の参加者は記されていないが、「勘右衛門・清兵衛組頭役御剪紙御下ニ相成候二付則申渡、百姓代庄右衛門退役願立候二付先般伺之上今般聞済申渡」とあることから、名主・組頭・百姓代一同が出席していたと考えられる。なお、名主の内、利兵衛は寄場組合の御用があり欠席している。

村方三役が一堂に会した寄合はこれ以外確認できず、名主から組頭に何かしらの用向きの伝達のための寄合が目立つ。

例えば、村内寺院の管理については、その寺院が所在する近隣の村組の組頭が管理主体となっていた。

【史料19】⁴²

十二日徳恩寺様不動院之儀二付福泉寺江御出張有之、重郎左衛門・莊兵衛立会、不動院之儀者自今以後下長津田組頭清兵衛・勘右衛門・文右衛門、宿組頭浅右衛門・三右衛門五人ニて世話致、名主方ニて年々一度宛帳面取調可申様御頼御座候、并福泉

寺之儀ニ付組頭又兵衛呼寄、先年家根替之節金子不足ニ付、又兵衛出金致候得共、其後済ニ相成不申、右ニ付高尾山雜木売木致、右不足分取方付致度被申候ニ付其筈ニ取究候

これによれば、不動院⁴³の管理について、今後は下長津田の清兵衛・勘右衛門・文右衛門、宿の組頭浅右衛門と三右衛門の五人で行い、名主は年に一度帳面を取り調べることになっている。四日後の二月十六日の記事では「不動院寄会、三右衛門・浅右衛門立会、其節冰祭兼ル、下中取締向申渡」とあり、実際に不動院の寄合が行われていることがわかる。しかし、この日は下長津田の組頭三名が出席しておらず、下長津田中（「下中」）へも「取締向」を申し渡したとある。

また、福泉寺については、同寺が所在する又兵衛組の管理となっていたようである。莊兵衛は、組頭の又兵衛を呼び出し、屋根替えの経費についての話し合いが行われている。

【史料20】⁴⁴

十七日福泉寺家根替借金之儀ニ付、伺ニて祈願檀家組頭集会之上、壇中ニて金子三両萱代差上、其余之処者宮免之田作徳米之内壺俵半差出外ニ重郎左衛門方よりも手伝致、合而又兵衛方ニて元金九両貳分之借金江入金可致筈ニ候、宮免之田以来者寺修覆料与可表候事、尤此地所ニ付寺より出金も有之ニ付追而壇中より出金可致様申之候

福泉寺の管理主体は組頭又兵衛であるが、その運営方針については、例えば、祈祷檀家の組頭による集会が開催されることもあった。その集会では、屋根替え代金の借金については、檀家で金三両分を出し、余った分は、宮田の作徳米と重郎左衛門の出金によって賄うことなど

が取り決められている。

このように、村内の中に幾つもの寄合があり、そこでは、名主は調整役に回り、実際の管理主体は組頭が担っていたことが読み取れる。

③年貢の勘定・取立

名主業務のもっとも根幹である年貢の勘定・取立についてみていきたい。「御用向取扱帳」では、秋成物の記事について詳しく記されているので、以下、日付を追ってみていきたい。

【二月九日】

九日田方勘定始、利兵衛義江戸表事、去ル六日埴村仕候得共多用ニて出席致兼候間、儀右衛門半日頼

【二月十四日】

十四日田方勘定帳面組頭一同江渡

【二月十七日】

十七日御年貢取始、例年之通枡取宅ニて祝義事有之、御藏番重右衛門始

【二月十八日】

十八日御年貢取立

【二月二十日】

廿日畑方御年貢勘定利兵衛方江名主三人立会

【二月二十二日】

廿二日畑方勘定帳面組頭江相渡

【二月二十三日】

廿三日御年貢取立私用ニ付欠席

【二月二四日】

廿四日御年貢米取立

【二月晦日】

晦日御藏~~メ~~

【二月二日】

二日御年貢残米取調

【二月四日】

治郎兵衛・久右衛門母・太郎右衛門母三人、八十才ニ付例之通

米老俵宛被下置候ニ付、御藏ニて渡ス、御藏番仕舞勘兵衛昼前

ニて休

秋物成は、一月以降、田方・畑方の順で勘定が始まる。年貢勘定は名主三人で立会って行われた。その後は勘定帳面を組頭に渡し、一月にかけて年貢の取立が行われ、一月晦日には「御藏~~メ~~」と記されている。

なお、年貢の取立の実態について興味深い記事がある。次の史料を確認したい。

【史料21】

45

組頭一同願之筋有之趣ヲ以罷出ル、其趣意者近年御用多ニて名主代之儀御免被下度、又御年貢取立都而取立物之儀者名主方ニて取立候様之願ニ候、然レ共組頭心得違之旨申遣ス

これによれば、組頭役は名主役の代行をも行っていることがうかがえる。近年、組頭役の業務も「御用多」となり、名主業務の代行の御免を願ひ出ている。また、年貢の取立も組頭役が代行していたようで、今後は名主役にて取立てほしいと嘆願している。これに対して庄兵衛

は組頭役の願いを「心得違」であるとしている。

一九世紀、名主業務は領主の御用向き、村内外の業務など多様化していく。加えて、長津田村のような大村では、名主だけでは村政運営を賄うことができず、村組を統轄する組頭役が果たす役割は大きかった。

(二) 地頭法にみる村役人

次に、旗本岡野氏が慶応二年（一八六六）に発令した地頭法から村政運営や村役人についてみていきたい。地頭法の全文を掲げてみたい。

【史料22】

46

(表紙)

「

写

御政事向ケ条書申渡

名主

「庄兵衛」

(本文)

一、御政事向之儀、従前々被仰渡、一統相心得可有之義ニ者候得共、近年不容易年柄打統困窮之百姓取統方無覺束思召候、縦令取統方不行届難渋之趣申立候共、御事多之折柄故、逆茂御救被遣方無之候間、村方ニ而精々相励可申候、村役人共茂取計向念入、諸入用相嵩不申様出精致、先規仕来候共、悪例之分者相止、新規之儀ニ而茂為筋ニ相成候儀者專一二可致候、村方困窮致候者、取締方不行届方事起義ニ而自今以後ケ条書

之趣相守一段之規矩相定候様村方一統可心掛候、相守不申者有之候ハ者、早々可申立候事

一、名主高先規式拾石除之処、自今以後者高拾石除諸割付可致候事

一、問屋役之儀、近年御用多二者可有之候得共、格別難渋之折柄故諸入用相減候様廉立骨折可申候、別段御手当被下置候事

一、組頭役之儀、近年御用多二付、名主手代等致別段骨折候分者取調可申有候、御手当被下置候事

一、御年貢皆済勘定目録者不及申、諸入用割付勘定帳面小前末々迄為読聞承知印形可取置候事

一、神社仏閣之儀、等閑二不致、加修理可尊崇候事

一、田畑譲渡之儀、名主方二而反別相改証文江奥印可致候、組頭印形二而内證之譲渡者自今以後堅停止之事

一、質地証文之義、五七年二年限相定、請戻シ可申候、若又請戻不申、年限外二相成候分者可為流地候事

一、祝儀不祝儀共兼而申渡有之通、俟約專一二相守費無之様可致候、縱令雖高持百姓一己之存寄を以過分之儀致間敷候、村役人之指図請取計可申候事

一、婿養子之儀者、一軒相統之儀二付、大切二候間、村役人二而篤与承届、其上可申付候、不相応之縁組不可致候事

一、嫁取之儀、右同様不相応之儀者勿論、村方百姓赤キ品者不及申、目立候衣類一切着用致間鋪候、都而仕来候方外新規之風俗者堅無用之事

但シ、他村縁者繼目村廻り等之節、先方之身分ニ応シ、村役人之指図請、取計可申候事

一、家作之儀、手広致候者格別、武家准候儀堅致間敷候、玄關・鋪石・垂木・袋戸棚之類小前百姓無謂致間敷候事

一、御並木枝葉者勿論、下草等二而茂、猥茹採不申、村役人之指図可申候事

一、道普請之儀者、是迄仕来候義者有之候得共、村通作場馬入道等二至迄年々普請可致候、其節田畑山都而他境等見苦敷場所者俟分致、其地主江急度申付等閑二致間敷候事

一、野山荒之義者、従前々申渡置、村方議定書茂有之候得共、猶亦心得違無之様可致候、若又議定ヲ背不法之義も有之候ハ者、其通急度取計可申候事

一、質物之義、従前々御定茂有之候得共、猶又心得違無之様可致候、自分品ニも仲間講中物、又者百姓農具等決而取間敷候、右品二付故障之義も有之候ハ者、急度可申付候事

一、博奕之儀二付従前々申渡置候得共、猶亦今般申渡候、自今以後組々二而博奕致候もの相糺、名前書出し、名主方江取置、毎年春・秋二度相改可申候、不得止者可申立候事

一、村役人之子供者不及申、高持百姓之子供悪敷風俗不致、御用立候儀專一二可心掛候、村役人之子供二而茂用立兼候ハ者、順役茂難相成、小前百姓二而も一廉之御用立候ハ者御取立二も相成可申候、其段篤与相弁可申候事

右之通、今般従 御地頭所様厚以思召被 仰出候間、組々江

急度申渡候、御趣意相背候もの有之候ハ者、其組合親類方可
申出候、以上

慶応二寅十二月

村役所

これは、慶応二年（一八六六）一二月に地頭所から一八か条にわたって出されたものである。一か条目に「従前々被仰渡」とあることから、以前から同様のことが命じられていたことがわかる。当史料は、旗本岡野氏の長津田村における支配の基本方針を示している。全一八か条にわたり、百姓の日常生活に至るまで地頭所の関与があったことをうかがわせる。前章との関連でいえば、年貢皆済目録をはじめ、諸入用の勘定帳は小前百姓に読み聞かせ、承知の上で印形を取りおくように命じている（五か条目）。

以下、村役人に注目して検討していきたい。

二、四か条では、名主・問屋・組頭役について言及がある。名主役に対しては、従来二〇石の引き高が設定されていたが、今回の地頭法で一〇石へ減少となっている。一方、問屋・組頭役は、「御手当」の支給が記載されている。特に、組頭役に注目すると、「近年御用多」であり、名主業務を勤めた場合は御手当を支給するとある。前述したように、当該期、名主役の業務が多岐にわたり、組頭役が名主役の手代を勤めていたことがこちらの史料からも確認できる。地頭法においても組頭が名主役業務の代行を行うことを追認した形となっている。

七か条目では、土地の譲渡に関しての規定である。名主が土地の反別を取り調べ、奥印をするように申し渡している。河原家文書の「譲り渡申地所証文之事」をみていくと、嘉永四年（一八五二）以降、名主役が奥印を押す形式へと変化していること⁴⁷から、嘉永期前後に

地頭所から命じられていたことがわかる。なお、「組頭印形二而内證之譲渡」を禁じているが、河原家文書の天保一三年（一八四二）の作成の証文をみると、組頭のみで印で土地の譲渡が行われている⁴⁸。以降そのような証文はみられないため、これも少なくとも天保期以降、地頭所からの申渡しがあったことと推察できよう。関連して、八か条目は土地の請戻しに関する規定である。それだけ土地に関する訴訟が多かったことが読み取れる。

先にみた【史料18】は、この地頭法が發布されてからおよそ一か月後の村寄合であり、地頭法の内容を議題に挙げている点も確認できる。例えば、「嫁智継目披露酒代百文より壺朱迄二限候筈」は、一〇〜一か条目にあたる。ここでは、継目の際の酒代についての俵約が取り決められている。「質地証文も追々書替御趣法通可致事」は前述した八か条目のことであろう。「博奕之儀御趣意之通取計可申筈」は、一七か条目のことである。

村役人について興味深いのが、最後の一八か条目であろう。これを見ると、村役人の世襲制を否定した文言となっており、能力さえあれば、小前百姓でも村役人に取り立てるといふ旨が記されている。

以上、旗本岡野氏の地頭法を手掛かりに、村役人についてみてきた。地頭法については、旗本が知行所支配に重きを置く一九世紀以降多くの事例が確認されている⁴⁹。旗本岡野氏の地頭法は幕末期（慶応二年）作成のものであるが、その性格は、以前から同様のことを命じていたことの再確認であったことがわかる。一九世紀以降、領主岡野氏の村政運営の直接・間接的な支配や統制が強化されるようになったことも合わせて指摘しておきたい。

おわりに

本稿では、河原家文書を紹介しつつ、一九世紀における長津田村の村政運営の一端を明らかにすることを目的とした。具体的には、①長津田村の村政運営の中に河原家の存在を位置付けこと、②長津田村の村政運営の特質を揭示することの二点を課題とした。以下、本稿で明らかにした点をまとめておこう。

①河原家は、一八世紀以降経済的に上昇し、徐々に村政における発言力を得ていった。その一つに旗本岡野氏の御用金上納が挙げられよう。文化四年（一八〇七）から文政元年（一八一八）までで金一〇七両余を上納しており、名主役就任前から旗本用人や名主役から頼りにされていた存在であった⁵⁰。以降、経済力を背景に百姓代として村政に登場し、村方騒動の中心人物として関与し、名主役となった。

こうした経済的に上昇した家は河原家だけではなかった。例えば、長津田村における俳諧活動について言及した相澤雅雄氏によれば、文政期には、矢倉沢往還沿いを中心に俳諧活動が活発化していたことが指摘されている。特に、長津田宿やその周辺の村々では、「連」が組織され、幕末期まで活動が続けられる。その中心人物の一人である琴松は、河原浅右衛門のことであり、近世後期には浅右衛門組の組頭を勤めていた人物である。その他、村役人などの有力百姓を中心に俳諧などの文化的活動が活発に行われていた点は一九世紀の当該地域を考える上で重要な指摘といえよう⁵¹。

②長津田村は、近世を通じて旗本岡野氏の一給支配であり、相給となったことは一度もなかった村落である。加えて、一〇〇〇石余とい

う大村であり、人口を多く抱えた村であった。その村政運営の基盤は村内小集落をもとに編成された村組であった。村組を指揮する組頭の果たす役割は大きく、幕末期では、名主業務の代行までも行っていた。こうした村組を基盤とした村政運営について本稿では主に幕末期の分析に終始してしまったが、時代により村方三役の業務も異なるであろうし、村組の時代的変遷も明らかにしなければならない。

また、長津田村の村政運営については、旗本岡野氏の知行所支配をも視野に入れ検討しなければならない。本稿ではこの点についてあまり言及できなかったが、一九世紀以降、長津田村では地頭法にみられたように、地頭所による村政運営の直接・間接的な支配や統制が強化されるようになる。河原家文書の中には旗本支配に関する史料も多く伝来しており、今後は、旗本岡野氏の知行所支配に関しても分析していきたい。

（註）

¹ 横浜市総務局編『横浜市史料所在目録 第7集 緑区』（同市、一九八二年）。

² 横浜市歴史博物館『横浜市歴史博物館資料目録 第三二集』（同館、二〇二四年）。

³ ただし、幕末期の当主は莊兵衛と名乗る。

⁴ 長津田村に関しては、緑区郷土史研究会や都筑・橘樹地域史研究会の成果がある。

⁵ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊1「御拝領高四三〇石水帳也 武州都筑郡御縄打水帳高辻（写）」。

6 「旧高旧領取調帳」。

7 『横浜市史』第一卷（横浜市、一九五八年）。

8 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊40「諸夫銭割付取立帳」。

9 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊7「取究申議定書之事（山荒
濟方儀二付）（下書）」。

10 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」。慶応三
年（一八六七）二月一二日条。

11 ここでは、下長津田は三つの村組が記されており、もう一つの村
組は記されていない。

12 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書追加文書4「先祖書（河原家先
祖、左衛門為次其先不詳）」。

13 『横浜市史』第一卷（横浜市、一九五八年）。

14 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊48「御地頭所様出金書拔帳」。

15 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書商業金融2「乍恐以書付御訴訟
奉申上候（貸金滯出入、金一二両兩代金滯出入）」。

16 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊40「諸夫銭割付取立帳」。なお、
それ以前に名主を勤めていた儀右衛門は持高二七石二斗六合五夕二才
であり、名主退役後も村役人の業務の補佐を行っていた。

17 横浜市歴史博物館所蔵村政1「乍恐以書付奉願上候（名主役儀不
正に付長津田村惣百姓訴訟）」。

18 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書租税9「乍恐以書付御訴訟奉申
上候（御隠居様御用金ほか地頭所御用金取立に付村役人不正之儀に
付）」。

19 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書租税8「議定一札之事（御隠居

様頼金高割を以致出金候処、名主方より余分の出銭）」。

20 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書租税11「乍恐以書付御訴訟奉申
上候（諸歩銭一件出入に付願書御取上願）」。

21 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政16「申渡覚（長津田村惣百
姓願之通名主役取上申渡に付惣百姓婦村申付）（上包共）」。

22 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政2「為取替申議定証文之事
（金一両也、村役人酒代出入）」。

23 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政3「被仰出覚（名主格被仰
付）（上包共）」。

24 名主見習いのことを指す。

25 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政17「覚（高米5俵、名主本
役被仰付）（上包共）」。

26 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政13「覚（名主所左衛門願之
通御役御免に付諸帳面名主庄兵衛方相預可申旨）（上包共）」。

27 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政5「覚（御水帳、御伝馬御
証文、砂畑御水帳、田畑取附帳ほか13相渡一札）」。

28 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書地頭所よりの年賦金に付出入一
件22「乍恐書付を以奉願上候（村方諸帳面元名主所左衛門より古役重
郎左衛門方へ御預り被下置度願上）」。

29 文政期の名主は、庄兵衛・重郎左衛門・谷蔵の三人体制であった。

30 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書村政6「覚（御水帳、御伝馬御
証文、砂畑御水帳、田畑取附帳ほか14相渡一札）」。

31 旗本岡野氏の勝手賄いについては、久世辰男「村による旗本領主
財政の管理——長津田村田畑御年貢皆済中勘定目録」を読む——（『都

筑・橘樹地域史研究』3、二〇二〇年）に詳しい。これは、井上家に残された勘定目録を具体的に分析した内容である。氏の指摘する勘定目録を利用した財政管理（「中勘目録システム」）は、他地域でも広くみられるものである。

³² 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書地頭所よりの年賦金に付出入一件39「乍恐以書付奉願上候（後欠）（御年貢過納金年々相嵩小前百姓ども難渋につき）」。

³³ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊13・1「日記帳（9月～文政3年7月）」。

³⁴ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」。

³⁵ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）正月一二日条。

³⁶ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）二月一二日条。

³⁷ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）正月一〇日条。

³⁸ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）正月二五日条。

³⁹ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）二月一日条。

⁴⁰ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）正月一〇日条。

⁴¹ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）正月二八日条。

⁴² 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）二月一二日条。

⁴³ 不動院については、河原玄三郎「長津田の廃不動院について」（緑区郷土史研究会編『都筑文化』三、一九八三年）に詳しい。

⁴⁴ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）二月一七日条。

⁴⁵ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊47「御用向取扱留」慶応三年（一八六七）三月七日条。

⁴⁶ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊27「写 御政事向ヶ条書申渡」。

⁴⁷ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書証文42「譲り渡し申地所証文之事（上畑七畝五歩半、下畑三畝歩半、下畑四畝歩、金二両二分請取）」。

⁴⁸ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書証文40・1「譲渡し申地所証文之事（古山一ヶ所、古山一ヶ所、金八両一分二朱請取）」。

⁴⁹ 神崎彰利「地頭法について」（関東近世史研究会編『旗本知行と村落』（文献出版、一九八六年）。

⁵⁰ 横浜市歴史博物館所蔵河原家文書冊48「御地頭所様出金書拔帳」。

⁵¹ 相澤雅雄「近世後期における矢倉沢往還沿いの太白堂系の俳人たち」（『都筑・橘樹地域史研究』4、二〇一三年）。

【付記】 本稿で使用した史料の多くは、令和六年度（二〇二四）の「横浜古文書を読む会」、及び「同会下読み会」のテキストとして用いたものであることを記しておきたい。